

平成18年度和歌山家庭裁判所委員会議事概要（第2回）

第1 開催日時

平成18年7月12日（水）午後1時30分～午後4時

第2 開催場所

和歌山家庭裁判所第1会議室（3階）

第3 出席者

（委員）

梅原清子，岡久幸治，岡本敏子，小沢泰明，加藤隆司，加藤敏員，神徳佳子，中谷友紀，中村昭子，古田 皓，松原敏美，松本雅博

（五十音順，敬称略）

（説明者及び事務局）

清井首席書記官，安部首席家裁調査官，澤原次席家裁調査官，木村事務局長，今井事務局次長，松阪総務課長，安達総務課課長補佐

第4 議事（発言者／■委員長，□委員，○説明者）

1 開会のあいさつ（岡久委員長）

2 新委員の紹介

3 「活発な裁判所委員会」からの調査について

「地裁・家裁委員会に提言する市民の会（東京），司法改革大阪各界懇談会（大阪）」と称する団体から家庭裁判所委員会あてに，委員会の開催回数や委員の出席率等についてのアンケートの依頼があったが，これに対しては回答しないことで了承された。

4 子の監護についての概略等説明

(1) 中村委員から，パワーポイントを利用して子の監護についての概略的な説明が行われた。

- (2) 安部首席家裁調査官から、子の監護事件に関する家庭裁判所調査官の役割等の説明が行われ、引き続いて、平成18年3月に最高裁から配布された面接交渉に関するビデオ教材「子どものいる夫婦が離れて暮らすときに考えなければならないこと」の一部が上映された。

5 意見交換

テーマ：「子の監護」について

意見交換の概要は、以下のとおり

- 家庭裁判所は、裁判、判断をするという基本的な役割が期待されていますが、特に、子の監護については、家庭裁判所調査官から説明がありましたように、家庭裁判所が教育的に関わるという方針が打ち出されるようになりまして、各地の家庭裁判所においても、調査をして、誰を、あるいは、何をどうすると決めるのではなく、むしろ、当事者の変容を促して自主的解決に向けて、あるいは、子の福祉を害することを防ぐという役割を持つようとしてきているところですが、これについて、皆さんの御意見を伺いたい。
- 子の監護に関する紛争の中で家庭裁判所調査官の果たす役割についての御意見、先程御覧いただいた面接交渉に関するビデオや家庭裁判所で配布しているパンフレット、養育費の算定表などについての御意見、子の監護に関する紛争において、家庭裁判所をより利用しやすくするためには、どうすればよいかという観点からの御意見を聞かせてください。
- 子の監護というのは、あまり馴染みのない言葉であり、難しい内容ですが、事前に裁判所から多くの関係資料を送ってもらい読むことができ、先程の説明を含めまして、理解をする点においては、できたと感じております。また、面接交渉という言葉については、面会交流という言葉に言い換えられるということについては、もっともなことだと思いました。教育的に家庭裁判所が関わってきているということについても、当然の成り行きではないだろうかと思って聞いておりました。本来は、家庭裁判所が行うことではなくて、そ

れ以外の一般社会，学校あるいは家庭で，そういった問題，対処の仕方を考え，教育して，啓発していくべきですが，現実的にはそういう機会がないのが現状ではないかと思imasので，家庭裁判所でビデオや資料を使って当事者に対応していくことは必要であると思imas。ただ，本来は，それ以前の日常的な暮らしの中で取り扱えればよいと思imas。

- 面接交渉というのは，親子の交流と思imasので，交渉というと団体交渉のイメージがするし，面会交流の方がよいと思imas。離婚したての頃には，子に会いたいという気持ちが強いようですが，子が成長するに従って子の生活もありますし，母親が子を引き取った場合に父と面接交渉をしているというのは少ないと思imas。
- 夫婦仲が良いのが一番であると思imas。先程のビデオを観まして，大変痛ましいと感じました。子どものことをまず考えないといけないというのが出発点だと思imas。法律的にスパッと物事を決めてしまうということについては，子どもの立場が置き去りにされているのではないかなとも考えます。弱い立場である，犯罪被害者とか子どもなどのことについて，少しずつ見直しが進んできているその一環なのかなあと思imas。
- やはり調停に来たときにビデオを見せるという以前に，これは裁判所の仕事ではないと思imasが，子供たちをケアしていくようなプログラムがないか，あるいは，学校生活で何かできないか，親に対する啓発をしていかなければならないと感じました。親が離婚した中学生を目の当たりにしてきましたが，父の女性関係で離婚して母が子を引き取るというケースがほとんどです。600人程度の中学校の規模で，母子家庭が100人程度です。父が親権を持っているのは5人以下で，祖父母が養育しているのも5人以下で，ほとんどは母が子を引き取っています。子どものために夫婦仲良くというのはなかなか保護者には通じないでしょうが，子どもの影響を考えた上でということを保護者に対して学校教育としてもやっていけたらと思imas。

- 子の監護という言葉あまり聞いたことがなかったので、事前に資料を送ってもらったのは有り難かったです。子どもの幸せを考えるという視点が必要だと思いました。どんなふうにしていけばよいかというのは、私は、あまり事例を見聞きすることがないので、意見を言えないところがあります。
- 夫婦は、理屈では子どものためにといいことはわかっているけど、現実には、気持ちの中でそこまで思いが及ばないものであり、非常に難しい問題だと思います。このような状況の中で、親に対しても教育、啓発の場を作っていく必要があると思います。裁判所で面接交渉などを決定した後、片方の親が再婚したとか、亡くなったりした場合とか、取り決めた条件が変わることもあると思いますが、そのような場合には、どうなっていくのか教えていただきたい。
- 何を決めたかによりますが、簡単な例で言えば、母が子を引取って養育費を父から母に支払うことを決めたが、父が再婚したとか、失業したとか、母が再婚したとか、いろいろと状況が変わることがあると思います。そのことを裁判所がリサーチできませんので、当事者の方から「変化がありましたから変更してください。」という申立をしてもらい、それに基づいて、裁判所は調停したり、審判で判断したりすることになります。
- 子どもの幸せとか、子どもにとって何がベストかということはそのときは判断されるのでしようけれども、そのときはベストだったのが、状況が変わった後、何年後にはベストではないこともあると思います。それをどのようにしていくのか、申立があれば裁判所が関わるということですが、本当に子どもが成人になるまで、どうしていくのが良いのか考えていく機会があればいいと思います。
- 離婚する場合、子どもがあれば、養育費をどうするか、面接交渉をどうするか取り決めをするわけですが、それがうまくいっているケースもありますが、中には離婚の話をまとめたために、本当は子どもに会わせたくはない

のに合わせると言ったり、養育費が払えないのに払うという合意をするというケースもあります。事情が変わって約束が守られないケースもあります。また、養育費を払ってくれないから面接交渉を認めないとか、逆に、養育費を払いたくないから面接交渉を放棄するとか、養育費の減額を求めるケースであるとか、非常に複雑です。面接交渉をさせてくれないから親権者変更を申し立ててくることもありますし、面接交渉の場で喧嘩になって警察を呼ぶということがあったりすることもあります。そういうような状況で、調停が始まる前に、先程のビデオを観ていただいて、まず一番に考えるべきなのは子どものことですよ、二人の紛争の中で一番悩んでいるのは子どもですよ、子どもは自分が悩んでいることはあなたには隠していることが多く、本当は子どもの心の中はこういう状態であるということを知って分かってもらった上で調停に入ってもらおうのです。

- 最近、離婚を身近なものすごくよく聞くようになってきました。先日、ファーストフード店で、父親らしき人と子の会話が近くの席から聞こえてきて、小さい頃にどこどこに連れて行ったとかという話をされていて、あれが面接交渉だったのかなと思い出していました。母が子どもを引き取って、母方の祖父母がいる中で育てているという事例が多くて、それがどういうふうになっていくかわからないですが、いずれにしても、子どもをどう教育できるか、充実させていくかが重要なポイントで、両親が離婚しても、子どもがきちんと教育を受けることができる制度、体制を考えていくことが、これだけ離婚が日常茶飯事になってきている現状では、必要であると思います。
- 非常に発言が難しいです。家庭裁判所委員会の目的というのは、家庭裁判所の運営について、市民感覚の意見を聴いてみたいということだと思っておりますが、そうであれば、案内文書の中に、裁判所がこういうことを聴きたい、こういうことについて発言してほしいということを具体的に書いていただきたい。もう少し絞り込んだテーマ設定の中で発言をできるように変えていた

だいたの方がよいと思います。親権がどのような基準で決められるのか、一般の人は、常識的には理解していない。例えば、男の子であれば後継ぎとして引き取りたいとか、母が浮気をして破綻した場合には母には子どもは任せられないとかという一般の人の感覚があり、裁判所が考えている子の福祉ために多方面にいろいろなことを総合的に検討していることを理解してもらうことは、なかなか難しいと思います。それを効果的に説明して当事者に分からせて進めていく必要があるが、どんなふうにしていけば理解が得られるか、どんなふうに話をしていけば納得させられるかということをざっくばらんに話せばよいのではないかと思います。面接交渉についても、再婚したら面接交渉を求めたらいけないとか、子どもが会ったら精神的に不安定になるから面接交渉をすべきでないとか、いろんな考え方があってと思います。それをどんなふうと話せば理解させることができるか、社会的な合意が得られるか、そういう具体性のある話ができればよいのではないかと思います。

- 私も含めて、こういう紛争に関しての知識はあまりないものです。事件ごとに千差万別で、共通項みたいなものはなくて、決定版というものはないと思います。教育という話ですが、当事者が千差万別ですから、こうでなければならぬというような押しつけというのは、決して良くないと思います。相談を聞く立場の者にとっても、それほど知識がある分野ではありませんので、多様な視点を提供するという意味で、裁判所が教育なり積極的に発言していくことはありがたいことだと思います。ただ、それが事件の解決に結びつくのかという視点で見れば、必ずしもそうとはいえないと思います。事件に直面したときに、共通項みたいなものを押しつけられますと、それによって余計に紛争が深刻化するケースもあるのではないかと思います。
- 子の監護をめぐるトラブルでは、得てして感情的になって、自分のことしか見えないという状況があります。先程のビデオのように、客観視するということは有用なのかなと思います。統計によりますと、監護者の指定とか、子

の引き渡しについては、調停と審判の件数があまり変わらないというのは、最後の最後まで行かないと当事者は納得しない事件だからと思われませんが、そういう側面が改善されるというのは期待したいと思います。先程のビデオですが、調停、審判だけで使うのは、もったいないと思いますので、もっと積極的な広報等を行って教育していただくという側面があってもよいと思います。

- 統計について、少し説明します。子の監護に関する事件の中で多いのは養育費請求事件で、平成17年度の調停事件は、全国では養育費請求が71.2%で、面接交渉が23.2%となっていますが、和歌山本庁では養育費請求が72.0%、面接交渉が19.3%となっており、全国の事件数と同じような割合になっております。調停が不成立となった事件が審判事件に移行することになりますが、乙類審判事件は、全国では養育費請求が51.2%、面接交渉が18.3%となっていますが、和歌山本庁では養育費請求が33.3%、面接交渉が9.5%で、監護者の指定が28.6%と割合が大きくなっております。これは、調停の段階では全国と和歌山本庁とは同じような割合になっていることを前提として、和歌山本庁においては、養育費請求及び面接交渉については、調停の段階でかなり解決しているが、監護者の指定については、調停が成立しにくいということが言えます。ちなみに、家事調停の成立率ですが、和歌山の調停成立率は非常に高く、去年は、全国で一番高い成立率でした。

また、和歌山は、婚姻率が全国平均よりも低いですが、離婚率は高くなっています。若くして結婚した方の離婚率が高いという感じがあります。

- 客観視してもらおうということについては、大阪では親に対する教育プログラムを離婚調停の始めに行っておりまして、調停で対立しきってから教育するものではありません。また、裁判所があるべき論を押し付けるものではありませんし、当事者は具体的な解決を求めて来られているのですから、一般的な

教育プログラムを全体的に行うということまでは考えておりません。

□ それぞれのケースに応じて、それぞれのタイミングを見てやっていただくべきだと思います。当事者の方にとっては、裁判所が言ったりすることは非常にインパクトが強いものです。例えば、子の親権について、離婚を考える当事者は、いろいろ本などを調べたりしますが、本に収入のことが書いてあって、夫からも専業主婦の妻に対して収入がないから親権は取れないと言われて、それで、裁判所に来て始めに収入のことを言われた場合、そのことだけで自分は親権を取れないと受け取ってしまうということがあると問題だと思います。

■ 親権者の変更に関することが問題になりますと、家庭裁判所調査官の調査により、いろいろな事情を調査して、最終的には審判であれば判断することになりますが、その調査の過程の中で調査官が、先程のビデオにあったようなことを、柔らかい言葉で、その事件の類型に応じて、その人の特徴とかを見ながら、うまく説明をして、対立しているところを解消させて、調停で話し合いにより解決することが、子どもにとって非常に重要であるということを御本人に対して意識改革をさせることに力点をおいて、家裁はやっているところです。ある意味で、その典型的な部分をビデオに出してきたとも言えるわけです。ビデオなどで、初めて何かをやろうとしているのではなく、むしろ、個別的な形での説明はしてきているのですが、視覚的な物なども使いながら進めていっているわけです。

それから、結論を出せば良いというのではなくて、その結論が履行されなければいけないわけで、結論を出すために環境調整を行っているのが家裁の大きな特徴です。また、時間が早ければ良いというのではなく、ある程度時間が必要な場合もあります。

○ 先程のビデオは、当事者に対して、調査官が調査又は調停の中で一つの道具として利用しているもので、ビデオを流しっぱなしにしているわけではあ

りません。映像は、非常にインパクトがあるもので、先程のビデオでは、離婚をやめるようには一言も言っていないけれども、そう受け取る人もおられると思います。ですから、ビデオをただ流しっぱなしにするのは良くありません。また、いつ行うかという問題ですが、自分を説得しようとしていると思う方もおられるので、子どものことが問題となってきたときにお見せするのが良いだろうというのが大方の意見です。

- 子の監護について、母性有利の原則というのがあるらしいというのは、昭和30年代、40年代、時期はわかりませんが、昔には、跡取り的に親権の争いはありましたが、それ以外には、幼児であれば親権は母の方にとという強い考えの時代があったと思われませんが、現時点では、先程御説明したような種々の事情を総合的に考慮して親権者を判断しています。幼児には母性的なもの、密な関わりが必要であるというのは、今でも大きく認識は変わっていないと思いますが、それが必ず女性にあるという神話は崩れてきていると思います。男性の方も母性が強くなってきたと思います。
- 私もそのように変わってきていると思います。ファミリーレストランなどで、子ども連れの御家族がおられて、母親は、たばこをふかしていて、父親が子どもに御飯を食べさせているという光景を目にします。そういうことについて、家裁では、どのようにして、どの程度、配慮されているのかお聞きしたい。
- 具体的には、これまでの監護状況の実績を当事者に説明していただきます。例えば、誰が添い寝をしてきたとか、御飯を作ってきたとか、食べさせたとか、そういう生活実態を証拠みたいな形で出してもらうことになります。それに加えて、現状については、家庭裁判所調査官に家庭を訪問してもらったり、離れて暮らしている場合には、裁判所に来ていただいたりして、子との関わり状況を見てもらうことになります。もちろん、母性的なことだけで親権者を決めるものではありませんので、いろいろな情報をいろいろな形で集め

ていくことになると思います。

□ 精神安定剤を乱用して幻覚を起こしたり、刃物を振り回したりする母親がいる母子家庭の事例です。子どもは16歳の無職の兄と中学2年生の妹で、兄は家に引きこもったような状態で、祖父母が近くに住んでいるのですが、祖父母のしつけが非常に厳しくて、子どもたちが行きたがらない。兄にとっては、母親がそのような状態でも、経済的には恵まれているので、そのまま家にいたいと思っている。子の監護というのは、何歳くらいまでが子の監護というのか教えていただきたい。それから、母親が親権者ですが、監護権を別の者に移してもよいということを聞いたので、妹を無事に何とか卒業させてあげたいと思うのですが、何か良い方法があれば、教えていただきたい。

■ 抽象的な設例として考えた場合、家庭裁判所の手続がどのようなになっているか、どのような対応が考えられますか。

□ 単独親権者である母親が親権者としての適格性を欠いている状態であるのではないかと考えられます。家庭裁判所は、何らかの申立てがあってはじめて関わるができることになっています。家庭裁判所の手続としては、母親に親権者を辞任してもらう手続がありますが、親権喪失となった場合には未成年後見人を選任することになり、祖父母などを選任することが考えられます。ただ、ここでいう未成年後見人というのは、法定代理人的な要素が大きいのので、具体的に未成年者を家に連れてきて教育していくことの実効性があるかという問題はあります。その他には、児童相談所に関わってもらうということがあります。

監護が何歳までかということですが、未成年者の間は法定代理人が必要となります。親権者がいるにもかかわらず監護者を指定するということは、一般的には、共同親権を単独親権にする離婚の際に、他方に監護者を指定するということはありませんが、第三者である祖父母を監護者に指定することが認められるかについては難しい問題があると思います。むしろ、施設入所とい

う道を選ぶのであれば、児童相談所に関わってもらおうということになろうか
と思います。

6 次回の委員会の開催日時等について

次回の委員会を平成19年1月24日（水）午後1時30分から午後4時まで
で開催することが決定された。

7 次回の委員会の意見交換テーマについて

次回の委員会の意見交換テーマについては、追って決定することです承され
た。

8 退任予定の委員からのあいさつ

7月31日付けで退任する各委員からあいさつがされた。

9 閉会のあいさつ（岡久委員長）

以 上